

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	私立幼稚園等補助事業充実支援業務
発注課	子) 施設運営課
選定事業者	一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、市内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園等（以下「幼稚園等」という。）に対する補助金（教材教具等整備費補助、特別支援教育事業費補助）の申請受付及び一次審査のほか、特別支援教育事業に係る研修運営を行うものである。</p> <p>業務委託の相手方とする（一社）札幌市私立幼稚園連合会（以下「本団体」という）は、本市において長年にわたり活動を継続し、本市の幼児教育の振興・充実と保育者の資質向上に寄与してきた。これらの活動を通し、本団体は幼児教育に関する専門的な知識や経験を有し、市内の幼稚園が抱える課題やニーズについても熟知している。また本団体は、本市が行っている「札幌市私立幼稚園連合会研修費等補助金」により、本市の補助を受けながら幼児教育の振興及び教職員の資質向上に資する研修等の事業を毎年独自に実施している。</p> <p>これらを踏まえると、以下のとおり委託する各業務において高い品質での履行が期待でき、履行品質確保の観点から競争に付することが不利と認められる。</p> <p>(1) 補助金の一次審査業務 本業務で申請内容の一次審査を行う教材教具整備補助は、幼稚園等に在籍する子どもたちの発達段階や学習ニーズに応じて、各園で幼児教育を提供するために必要な物品の購入費用を補助するものである。したがって、一次審査業務においては、各園が購入を希望している物品が補助対象品目に該当するものであるかを正確に理解し、適切な判断を下す必要がある。この判断には、本団体が有している幼児教育に関する専門的な知識や理解が必要不可欠であることから、当該業務を本団体へ委託することで各園が必要とする教材を適切に整備できるほか、一次審査の精度が担保されることで、本市で行っている二次審査業務の負担軽減効果も期待できる。</p> <p>(2) 実効性の高い研修の運営 上述のとおり、本団体は本市の補助を受けながら独自の研修等事業を実施しており、当該事業には、特別支援等をテーマとした公開保育事業も含まれている。これを踏まえると、本団体へ業務を委託することにより、既存の補助事業と本業務による研修に共通するテーマである特別支援教育について、双方の研修で得られた知見や現場での課題を、相互の研修内容へ反映することが可能となる。このように、研修等を一体的に運用することで、研修内容における相乗効果が期待でき、各事業の実効性を高めることが可能である。</p> <p>以上のことから、本業務はその性質が競争入札に付することが不利なものと判断されるため、地方自治法第234条第2項の規定及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決定日	令和8年1月27日